

静岡県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第5号

静岡県立中学校学則の一部を改正する規則

静岡県立中学校学則（平成13年静岡県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「 印 性別 」

を

「 印  
(氏名を自署する場合は、押印は不要です。) 」

に、

「 印 志願者との続柄 」

を

「 印 志願者との続柄  
(氏名を自署する場合は、押印は不要です。) 」

に改める。

様式第2号中

「 生徒 氏名 印  
保護者 住所  
氏名 印 」

を

「 生徒 氏名 印  
保護者 住所  
氏名 印  
(氏名を自署する場合は、押印は不要です。) 」

に改める。

様式第3号中

「 氏名 印  
保護者 住所  
氏名 印 」

を

「 氏名 印  
保護者 住所  
氏名 印  
(氏名を自署する場合は、押印は不要です。) 」

に改める。

様式第4号中

「 印 性別 」

を

「 印  
(氏名を自署する場合は、押印は不要です。) 」

に、

「 印 志願者との続柄 」

を

「 印 志願者との続柄  
(氏名を自署する場合は、押印は不要です。) 」

に改める。

様式第5号中

「 氏名 印  
保護者 住所  
氏名 印 」

を

「 氏名 印  
保護者 住所  
氏名 印  
(氏名を自署する場合は、押印は不要です。) 」

に改める。

様式第6号中

「 印 性別 」

を

「 印  
(氏名を自署する場合は、押印は不要です。) 」

に、

「 印 志願者との続柄 」

を

「 印 志願者との続柄  
(氏名を自署する場合は、押印は不要です。) 」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県立中学校学則（以下「旧学則」という。）の規定及び様式により

提出されている申請書等は、改正後の静岡県立中学校学則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧学則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。